

第33回 司法修習委員会

司法修習委員会委員長 ト部 忠史 (35期)



1 司法修習生の受け入れの内容

司法修習委員会は、主に司法修習生の分野別弁護修習および新修習の選択型修習の実施を担当している。

司法修習は現在、旧司法試験の合格者に対する現行修習とロースクール修了者に対する新司法試験の合格者の新修習が併走しているが、東京弁護士会は、現行修習生と新修習生を同時に受け入れている。

本年度は、

(1) 新修習については

①新63期丙班 (39名)

2010年3月30日から同年5月29日

②新63期丁班 (40名)

2010年5月30日から同年7月29日

③新64期甲班 (50名程度)

2010年11月27日から翌年1月28日

④新64期乙班 (50名程度)

2011年1月29日から同年3月28日

⑤新63期選択型修習 (159名)

2010年9月21日から同年11月18日

(2) 現行修習については

①現行64期AB班 (18名)

2010年6月4日から同年8月30日

②現行64期CD班 (18名)

2010年11月25日から翌年2月25日

を受け入れる予定である。

2 司法修習委員会の業務の内容

具体的業務としては上記修習の各班について、

①個別指導担当弁護士の確保、依頼、配属修習生の割振り、②修習期間中の各種行事（開始式、終

了式、研修旅行、現行修習は模擬裁判）の実施、合同講義（民事、刑事各ゼミナール、民事刑事の起案の講評、その他の講義）の実施、③成績評価、修習生の各種管理、司法研修所への報告等を行う。

これらの作業を行うため、司法修習委員会では、4つの新修習担当班、2つの現行修習担当班、および、カリキュラムの内容を検討する民弁PT（プロジェクトチーム）、刑弁PTを作り、120名の委員と若干の研修員に、これらのいずれかに属してもらい、原則として、すべての委員に各担当班の修習生の指導管理を担当してもらっている状況である。

また、選択型修習については、選択型プログラムの策定、修習生の管理や成績管理の他、別途、模擬裁判チームを作り、司法修習委員会提供の選択型プログラムとしての民事模擬裁判を行っている。

3 司法修習委員会の現状の課題

司法修習制度は、現在、旧制度を縮小しながらの新制度への移行期にあり、修習期間の短縮、選択型修習制度、更に現在議論となっている給与の貸与制に関わる問題も含め、司法修習委員会としては、毎年、新しい制度への対応、実施に苦勞している。

特に、司法修習生の数の急増により、それに対応する個別修習担当弁護士の確保が難しくなっている。会員の皆様のご協力をお願いしたい。

* 司法修習委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第2火曜日 午後1時～3時
担当事務局 司法調査課 TEL.03-3581-2207